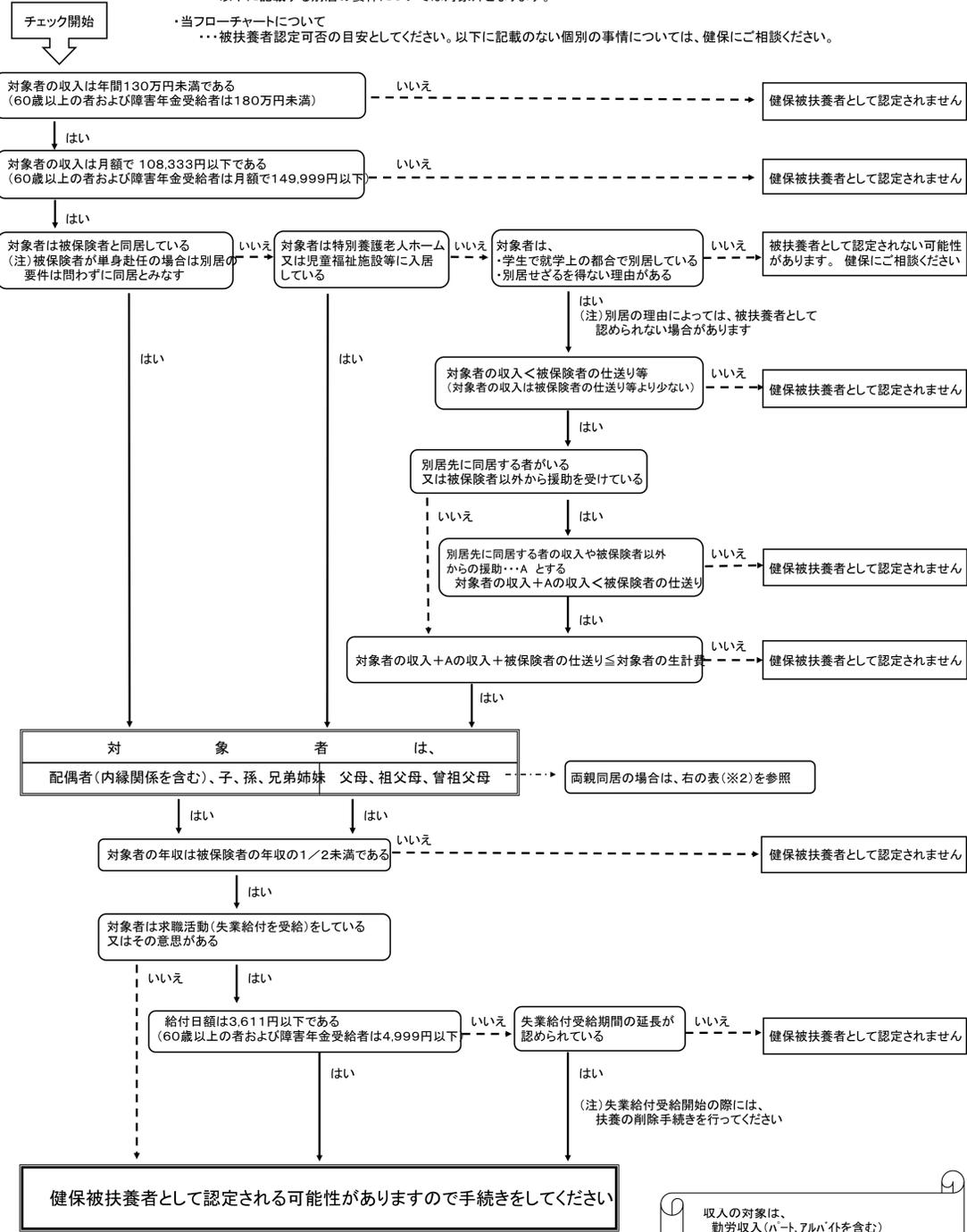


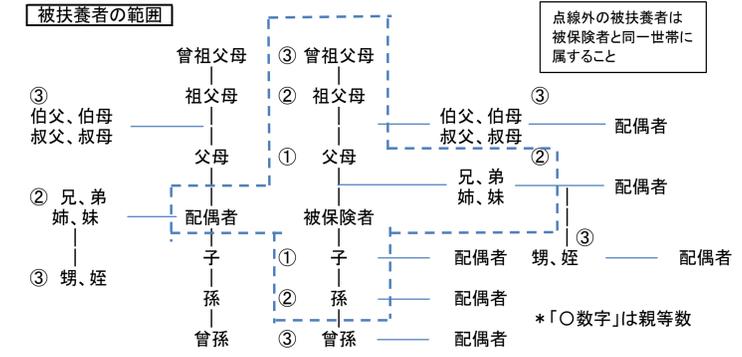
### 健康保険被扶養者（対象者）認定可否チェック用フローチャート

- 【初めに】
- 扶養認定日について
    - 健康保険は事由発生に基づき、その届出をもって初めて認定されることから、原則的には届出日＝認定日（事由発生から5日以内の届出であれば事由発生日に遡ります）となります。
  - 同居が条件となる親族（右図※1参照）について
    - 以下に記載する別居の要件については対象外となります。
  - 当フローチャートについて
    - 被扶養者認定可否の目安としてください。以下に記載のない個別の事情については、健保にご相談ください。



収入の対象は、  
勤労収入(パート、アルバイトを含む)  
年金収入(遺族年金、障害年金を含む)  
家賃収入  
自家営業、農業等による所得  
失業給付金、傷病手当金、出産手当金など  
名称を問わずすべての収入が対象となります。

(※1)



(※2)同居する両親の扶養認定については、原則的に以下の表により判断する

〇印は認定する  
×印は認定しない

前提条件: 父60歳未満、母60歳未満

ケース	父の収入	母の収入	収入合計	認定	
				父	母
1	130万円未満	130万円未満	260万円未満	○	○
2	130万円以上	130万円未満	260万円未満	×	○
3	130万円以上	130万円未満	260万円以上	×	×

前提条件: 父60歳以上、母60歳未満(父母の年齢が逆のケースも可)

ケース	父の収入	母の収入	収入合計	認定	
				父	母
1	180万円未満	130万円未満	310万円未満	○	○
2	180万円以上	130万円未満	310万円未満	×	○
3	180万円以上	130万円未満	310万円以上	×	×

前提条件: 父60歳以上、母60歳以上

ケース	父の収入	母の収入	収入合計	認定	
				父	母
1	180万円未満	180万円未満	360万円未満	○	○
2	180万円以上	180万円未満	360万円未満	×	○
3	180万円以上	180万円未満	360万円以上	×	×

#### ★判断のポイント

- 対象者は、主としてその被保険者により生計を維持しているか。
- 対象者を被扶養者として認定を行うことが実態と著しくかけ離れてはいないか。
- 扶養に持続性があるか。

#### ★問合せの多い事例

- 退職後ただちに扶養を認めることが可能なのは、病氣療養、家事専業になる、就学し学業に専念する等、扶養しなければならない状況にある者の場合である。転職することが目的で退職した場合は、失業給付受給の有無にかかわらず、「一時的な扶養である」との判断から原則として被扶養者として認定しない。ただし、相応の期間転職先が決まらず、かつ、失業給付期間が満了となった場合は、被扶養者として認定する。
- 失業給付を受給中の者は、待期期間を含めてその状態が「一時的な扶養である」との考えから、被扶養者として認定は行わないが、基本手当が日額3,611円(満60歳以上の者および障害年金受給者は日額4,999円)以下の者については、現にアルバイト等により収入を得ている被扶養者とのバランスを考慮し、待期期間を含めて被扶養者として認定する。
- 傷病手当、出産手当の受給も収入とみなす。ただし、その基本手当が日額3,611円以下であれば被扶養者として認定する。
- 自営業者(例えば、ピアノ・そろばん・書道等を教えている、店舗経営、不動産賃貸他)の場合、年収および社会保険上の必要経費等を考慮して判断する(年収-社会保険上の必要経費=130万円未満)給与・賃金が支払われている場合は、事業主とみなし、被扶養者として認定しない。
- 農業従事者の場合、必要経費控除後の額を基に認定するが、生計維持として現物給与的な要素(食費負担が軽減)も考慮して判断する。
- 特別養護老人ホーム・児童福祉施設等に入所の被扶養者認定については、生計維持関係が希薄となるが、被扶養者の入院との位置づけから引き続き被扶養者として認定する。
- 別居の家族の扶養認定については、単に家族の収入以上の仕送りをしているか否かにとどまらず、仕送り額が生計維持費(下段★印参照)として妥当かどうかについても社会通念に照らし合わせて判断する。
- 離婚後の子供の扶養については、原則として親権者側が扶養すべきものとするが、元の配偶者から受ける養育費も考慮して総合的に判断する。
- 共働き夫婦の場合における被扶養者の認定にあたっては、①被扶養者となる人の数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とする。  
②夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、主として生計維持する人の被扶養者とする。(ただし、夫婦のいずれか一方が共済組合の組合員であって、その人に被扶養者に関し扶養手当またはこれに相当する給付が行われている場合には、その支給を受けている人の被扶養者としてもよいことになっている。)

#### ★主な生計維持費とは、

標準的な生活の消費水準を把握するため、人事院や都道府県の人事委員会では、総務省の「家計調査」に基づき、1ヶ月の生計費について費目別(下記5項目)、世帯人員別に算定し、「標準生計費」として毎年発表している。  
当健保においても、対象家族の生計維持費が妥当かどうかを判断する際に、この「標準生計費」を考慮している。

- <参考> 標準生計費の費目
- ①食料費 ……食料
  - ②住居関係費 ……住居、光熱・水道、家具・家事用品
  - ③被服・履物費 ……被服および履物
  - ④雑費Ⅰ ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
  - ⑤雑費Ⅱ ……その他の消費支出(諸雑費)

(注)対象家族が自己の収入から投入する貯蓄、保険掛金や借金返済などは生計費には該当しない。ただし、損害保険料は生計費に含めて差支えない